



平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社リンコーコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 坪井 鈴 兒
(コード番号 9355 東証第二部)
お問合せ先 取締役経理部長 山下 和 男
(TEL. 025 - 245 - 4112)

答弁書と課徴金納付について

当社は、平成 23 年 2 月 18 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を公表しておりますが、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。当社は、本日開催された取締役会において、同通知書に記載された金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしました。今後当社は、金融庁からの納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

納付すべき課徴金の金額 金 3,000,000 円

当社は、この度の金融庁の決定を真摯に受け止め、株主の皆様をはじめ、投資家の皆様、市場関係者の皆様の信頼回復に努めてまいります。

株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に対して、大変なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを改めてお詫び申し上げますとともに、引き続きご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) 証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110218-2.htm

以 上